総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［グリーン・イノベーション］

平成25年度

ながさき海洋・環境産業拠点特区

［指定：平成25年2月、認定：平成25年11月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.3＋3.3)／2＝3.3

C

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量	A
2	県内造船所におけるバラスト水処理装置の取扱件数（新造船、修繕等）	E
3	県内造船所等が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量	定性的評価

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
3	県内造船所等が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量	B

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×1＋3×0＋2×0＋1×1)／3＝3.3　①…3.3

■ 地方公共団体による特記事項

なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「高付加価値船・省エネ船の建造量」については、事業の進捗が適正に把握されていると判断できるものの、地球温暖化対策への課題解決に必要な建造量の根拠がもう少し説明される必要がある。
・「バラスト水処理装置の取扱件数」について、目標値は地域協議会参加の各造船所が示す目標値の合計により設定しており、根拠は妥当であるが、目標の達成はバラスト水管理条約の発効に大きく依存したものであり、地域の努力が表われていないのではないか。
・「海洋再生可能エネルギー利用発電設備」の取組みは、H25年度では実証・商用の各段階を見据えた実証フィールドのあり方の検討段階であり、フィールドでの具体化を急がれたい。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…0.0

ｉ）の評価　①＋②　3.3

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量	B
2	県内造船所におけるバラスト水処理装置の取扱件数（新造船、修繕等）	C
3	県内造船所等が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量	C

（専門家所見（主なもの））
・「高付加価値船や省エネ船の建造量」については、新型LNG船・資源探査船などの受注・生産を進めており、おおむね目標どおり推移していると認められる。
・「バラスト水処理装置の取扱件数」については、バラスト水管理条約が平成27年度に発行する見込みであることから、今後、同装置の設置件数の増加が見込まれるが、バラスト水管理条約に依存していない地域独自の努力が必要である。
・海洋再生エネルギーの利用については、H26年度以降に、実証フィールドの制度設計を行うとともに、長崎県に海洋エネルギー産業の拠点を形成する上で必要となる施策やロードマップを整理し、海洋エネルギーの導入を促進するための取組を積極的に進めていく必要がある。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×1＋3×2＋2×0＋1×0）／3＝3.3　3.3

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　(3.2+3.5)／2＝3.4　**C**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]
●同一特定倉庫内での保税工場の指定による物流コストの削減
（概要）
・一部貸借契約した施設であっても、外国貨物の亡失等を防止し、貨物の適正な保全を図るための体制が確保されていれば、保税工場の許可を受けることは可能との見解が示された。
（規制所管府省（財務省）の評価（参考意見））
・なし
●保税地域における蔵置期間の延長による物流コストの削減
（概要）
・当初から期限内に終了しないことが明らかな場合は、移入承認を受ける際に同時に蔵置期間の延長承認を受けることが可能との見解が示された。
（規制所管府省（財務省）の評価（参考意見））
・なし
●本工場と飛び地工場間の公道輸送に係る特例措置
（概要）
・走行区間、使用車両などが特定されていることから、認定の更新申請に係る提出書類について簡素化が可能との見解が示された。
（規制所管府省（国土交通省）の評価（参考意見））
・なし

（専門家所見（主なもの））
・同一特定倉庫内での保税工場の指定による物流コストの削減、保税地域における蔵置期間の延長による物流コストの削減が達成されるとともに、本工場と飛び地工場間の公道輸送に係る特例措置が活用されている。　3.5

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

・金融支援により、企業の支払利息負担が軽減され、省エネ船・高付加価値船建造のための当該地域への環境整備及び製造能力強化が促進された。　2.8

ｉ）-①＋ｉ）-②　の平均値（注）　(3.5+2.8)／2＝3.2　**3.2**

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

・元気なものづくり企業成長応援事業、ものづくり支援補助事業など多くの支援が行われている。　3.5

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(3.3+3.4)/2+0.00＝3.4

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・各事業とも初年度であり、今後の取組みの具体的な進捗を適切に把握することが必要である。
・現時点で進捗が芳しくない事業については要因を分析し、対応が考えられているため、目標達成へ向けた改善が期待できると思われる。

このため、ⅠとⅡの平均値（3.35）に上記所見を加味（±0.00 ）し、総合評価結果をC（3.35）とする。

C

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。